

発議第5号

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成21年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 伊 嵩 明 博

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸  
若 山 加代子

## 労働者派遣法の抜本改正を求める意見書

派遣労働者が急増しています。その圧倒的多数が、仕事があるときのみ雇用される登録型派遣労働者であり、きわめて不安定な雇用と低賃金のもとに置かれています。しかも、日雇い派遣といった使い捨て労働が増大し、偽装請負や「安全協力費」の天引きなどの違法行為が野放しになっています。

その大本には、労働者派遣は本来臨時的・一時的業務に限るという原則を転換し、対象業務を原則自由化するなどの規制緩和をすすめてきたことがあります。

よって、国におかれては、労働者が将来に希望を持って人間らしく生き働くことができる社会をつくるために、下記のとおり労働者派遣法を抜本的に改正するよう強く求めます。

### 記

1. 労働者派遣は、臨時的・一時的業務に限定するとともに、派遣元に常時雇用される常勤型を基本とし、登録型は例外として厳しく制限すること。
2. 日雇い派遣はただちに禁止すること。
3. 派遣期間の上限を1年とし、1年の雇用期間を超えた場合や違法行為があった場合は、派遣先が直接雇用したものとみなすこと。
4. 派遣元のマージン率（派遣手数料）の上限を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

高山市議会